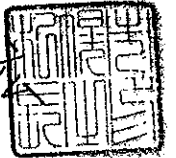


札幌市下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年5月30日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第43号

札幌市下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する
規則

札幌市下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和46年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第11項第1号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「第2条の学校、専修学校又は」を「第2条第1項に規定する学校又は同条第2項に規定する専修学校若しくは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。